

奈良県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三六九号

三 道路の区域

区 間	区域変更 の 前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	前				
宇陀郡曾爾村大字 掛六三二番地二先 から 宇陀郡曾爾村大字 掛六四〇番地一先 まで	A		五・二 、 一〇・五	一二五・三	旧道部分
宇陀郡曾爾村大字 掛六三二番地一先 から 宇陀郡曾爾村大字 掛一三五三番地一 先まで	B		一三・〇 、 三一・六	一七〇・〇	
宇陀郡曾爾村大字 掛六三二番地一先			一三・〇		

から 宇陀郡曾爾村大字 掛一三五三番地一 先まで	後	B	三 一 ・ 六	一 七 〇 ・ 〇	
-----------------------------------	---	---	------------------	-----------------------	--